

令和 4 年 6 月 23 日

松山市議会議長

渡部 克彦 様

議員名

北波田 大



令和 4 年度（4・5 月分）政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙の
とおり令和 4 年度（4・5 月分）政務活動費収支報告書を提出します。

令和4年度(4・5月分)政務活動費収支報告書

議員 松波 雄大

1. 収 入

政務活動費	204,000	円
利 息	0	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	0	
研修費	1,000	令和4年度松山市議会観光振興議員連盟費
広報費	0	
広聴費	0	
要請・陳情活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	11,000	コピー機リース代金
資料購入費	0	
人件費	0	
事務所費	60,000	事務所スペース賃料
合 計	72,000	

3. 残 額 132,000 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和4年度(4・5月分) 科目別集計表

科 目 名		支 出 金 額	備 考	整 理 番 号
研修費				
日 付	内 容			
5/31	令和4年度松山市議会観光振興議員連盟費4・5月	1,000 円		1
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		1,000 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	2022年 5月 31日	整理番号	1
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使途及び 内 容 等	令和4年度松山市議会観光振興議員連盟費 4・5月分		
金 額	1,000	円	按分率 100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年 5月 13日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 4年 5月 13日

松 波 雄 大 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 1,000円 也

但し、令和4年度松山市議会観光振興議員連盟会費4・5月分として

松山市議会観光振興議員連盟
会長 若江 進

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の

開催及び意見具申

(2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力

(平30本号中改正)

(3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大

(4) 県・四国内における関係団体との交流の促進

(5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 1名

(3) 理 事 若干名

(4) 監 事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の任務)

- 第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を行する。
- 3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

- 第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

- 第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。
- 2 総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

- 第11条 総会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 毎年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

- 第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

- 第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。
- 3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

- 第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

令和4年度(4・5月分) 科目別集計表

科 目 名				
日 付	内 容	支 出 金 額	備 考	整 理 番 号
5/31	コピー機リース代金	11,000 円		2
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 计		11,000 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	2022年5月31日		整理番号	2
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び内 容 等	コピー機リース代金 月 11,000円×2ヶ月 22,000円			
金 额	11,000 円 年間の支出金額の合計を記入してください。			
特記事項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	5月 6日	11,000 円	50 %	5,500 円
5月分	6月 3日	11,000 円	50 %	5,500 円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

注文請書



発注者(甲)

松波ゆう大業務所 領中

添付の契約条項にもとづき以下のとおり注文をお詰けします。

注文番号 2037765735001

発行日 2020年3月29日

受注者(乙)

所在地

香川県高松市磨屋町8番地1

社名

富士ゼロックス四国株式会社

役職名

第一営業統括部長 武智政二

氏名

(以下の金額には、消費税および地方消費税相当額を含みません。)

記載項目

契約対象商品／契約種類／契約期間等

契約種類：トータルサービス契約

契約条件番号：JTTA001B

・ 対象商品：DocuCentre C2000 Model-CPS-1T

成番号：401060

契約期間：2020年3月29日から2025年3月26日まで

開始メーターカウント：

メーター1 3 メーター2 _____ メーター3 3
メーター4 _____ メーター5 _____ メーター6 _____

設置調整完了日（新規購入の場合）：2020年3月29日

初回締切日：請求サイクルに応じ契約開始日から最初に到来する料金計算の締切日とします。

料金計算の締切日：末日締

支払日：料金計算締切後翌月月末日支払

請求サイクル：1ヶ月

ミスコピー控除方法：

乙は、「テスト控除後コピー／プリント数」に、黒モード、カラーモード各々に1%を乗じた枚数を不良コピー／プリントとみなし、各モードのコピー／プリント数から差し引きます（小数点以下切り上げ）。

料金項目等	数量	単価（円）	料金（円）
トータルサービス料金（1台につき）			
コピー／プリント料金（1コピー／プリントにつき）			
黒モード（メーター1）	1カウントにつき	4.00	
フルカラー（メーター3）	1カウントにつき	12.00	
最低コピー／プリント料金（1台につき）	1,200(月額)		

設置先等

* 設置先事業所：

** 所在地：愛媛県松山市千舟町4丁目6-2

** 事業所名：松波ゆう大業務所

** 部課名：

* EP適用：(する、しない)

* FAX番号：

以下余白

EP(Electronic Partnership)の利用に関する追加条項

甲と乙は、乙が甲に提供するEP(Electronic Partnership)の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条 (EPの利用に関する同意)

甲および乙は、対象機械（以下「機械」という）において本追加条項に定める条件でEP(Electronic Partnership)を利用することに同意します。

第2条 (定義)

1. 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
2. 「EP-BB」「EP-BB Light」とは、甲のインターネット（プロキシサーバ等を含む）を経由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
3. 「EP-DX」とは、FAX回線を使用して「EP」を提供する機能のことをいいます。
4. 「EP通信装置」とは、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙提供の通信装置（「EPnet-BOX」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」およびこれらの後継機）の総称とします。

第3条 (【EP】の利用目的・乙が取得する情報項目)

1. 乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後に利用する場合があります。
2. 乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
3. 乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の取得情報とのおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が情報項目の一部を取得できない場合があることを承諾します。

EPの種類	利用目的	取得情報
「EP-DX」	(1)「機械」のメーターカウントの遠隔自動検針 (2)上記メーターカウントにもとづく料金の請求 (3)「機械」の故障状況の予知・把握およびリモート保守（故障の発生回避を含む） (4)消耗品の配達 (5)乙が製造、販売または提供する商品およびサービスの品質改善および機能追加・向上 (6)乙から甲に対する各種提案	・「機械」の各種メーターカウント値 ・「機械」の使用消耗品交換などの情報 ・故障自動監視 ・「機械」に登録されたFAX自局ID(EP-DXのみ) ・「機械」の各種メーターカウント値 ・使用消耗品交換、補給等の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のための「機械」の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「機械」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報
「EPnet-BOX」 「3Gnet-BOX」 「4Gnet-BOX」		
「EP-BB」 「EP-BB Light」		

第4条 (【EP通信装置】の貸与)

乙は、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」については、「EP通信装置」等の機材を甲に無償で貸与する場合があります。「EP通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第5条 (【EP】利用時の費用負担)

1. 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
 - (1)公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
 - (2)設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
2. 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
3. 甲は、「EP通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第6条 (【EP】利用時の注意点)

甲は、下記の「EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願い」に記載された内容を理解し、承諾したことを確認します。

第7条 (【EP】の利用中止)

1. 甲または乙は、和平方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
2. 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP通信装置」一式を乙に返却します。

EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願い

1. 「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」および後継機ご使用にあたっての制限事項

「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」および後継機（以下「本装置」という）は無線通信機能を有しますので、ご使用いただく場合、一般の携帯電話と同様の制限事項があります。

- ① 埋込み型心臓ベースメーカーおよび埋込み型除細動器を装着されている場合は、「本装置」または「本装置」の無線装置部分から「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」およびその後継機では15cm以上離れて携行および使用してください。電波により埋込み型心臓ベースメーカーおよび埋込み型除細動器の動作に影響を与える場合があります。
- ② 航空機内や病院など、使用を禁止された区域では、「本装置」の設置および使用は許されません。電子機器や医用電気機器に影響を及ぼす場合があります。医療機関内における使用については各医療機関の指示に従ってください。また、航空機内などの使用を禁止されている場所で「本装置」を使用した場合、法令により罰せられる場合があります。
- ③ 医療機関の屋内では次のことを守って使用してください。
 - ・手術室、集中治療室（ICU）、冠状動脈疾患監視病室（CCU）には「本装置」を持ち込まないでください。
 - ・病棟内では、「本装置」を使用しないでください。
 - ・ロビーなどであっても、付近に医用電気機器がある場合は、「本装置」を使用しないでください。
 - ・医療機関が個々に使用禁止、持ち込み禁止などの場所を定めている場合は、その医療機関の指示に従ってください。
- ④ 埋込み型心臓ベースメーカーおよび埋込み型除細動器以外の医用電気機器を「本装置」の近傍で使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。電波により医用電気機器などの動作に影響を与える場合があります。

2. 「EP-DX」ご使用にあたってのお願い事項

「EP-DX」を装着した「機械」と弊社システムがデータ通信している間、「機械」の操作画面に、次の案内が表示される場合があります。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了しますと、操作画面の案内表示が消えます。データ通信は通常5分程度で完了いたしますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことをご確認の上、「機械」をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<EP-DX 表示例 1>

<EP-DX 表示例 2>

リモートメンテナンス、またはリモートサービス中です。

リモートメンテナンス中です。

以上

SHARP

領 収 証

領收証番号 | 2E10V61

発行日 2022年 5月10日

松波ゆう大 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
 お支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
 の上ご査収下さいまますようお願い申し上げます。 猿具

下記金額正に領収致しました。
 尚、内訳は右記の通りとなります。

金額	¥11,000
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が 機械印字されていないもの及び 会社印がないものは無効です。	印紙税申告納 付につき繩町 税務署承認済
	合計
	11000

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052
 大阪市中央区安土町2丁目3-13
 大阪国際ビルディング
 シャープファイナンス株式会社
 事務センター
 TEL 0570-003338
 FAX 06-4964-6308

KE016

SHARP

領 収 証

領収証番号 2F10D74

発行日 2022年 6月10日

松波ゆう大 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
 支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
 の上ご査収下さいます。敬具

下記金額正に領収致しました。

尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥11,000
----	---------

金額を訂正したもの、領収証号が
 機械印字されていないもの及び
 会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
 付につき趣町
 税務署承認済

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目1番地1
 住友不動産麹町ガーデンタワー
 シャープアイナス株式会社

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13
 大阪国際ビルディング
 シャープアイナス株式会社
 事務センター
 TEL 0570-003338
 FAX 06-4964-6308

XEO16

令和4年度(4・5月分) 科目別集計表

科 目 名		支 出 金 額	備 考	整 理 番 号
事務所費				
日 付	内 容	支 出 金 額	備 考	整 理 番 号
5/31	事務所スペース賃料	60,000 円		3
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		60,000 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支出伝票(年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	2022年5月31日		整理番号	3
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費	広報費 資料作成費 事務所費	広聴費 資料購入費
使途及び 内 容 等	事務所スペース賃料			
金 額	60,000 円		年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特記事項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円
5月分	5月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領收証

松波

様 No. _____

金額

¥ 30000-

内訳

但 シエラオフィス 貸料

現金

2022年4月1日 上記正に領収いたしました

小切手

手形

消費税額等(%)

THE 3rd
FLOOR

www.t3f.jp

株式会社サードフロア

〒790-0011
愛媛県松山市千舟町4-6-2 3F
090-8282-2228
Info@t3f.jp

GR1617

領收証

松波

様 No. _____

金額

¥ 30000-

内訳

但 シエラオフィス 貸料

現金

2022年5月1日 上記正に領収いたしました

小切手

手形

消費税額等(%)

THE 3rd
FLOOR

www.t3f.jp

株式会社サードフロア

〒790-0011
愛媛県松山市千舟町4-6-2 3F
090-8282-2228
Info@t3f.jp

GR1617

事務所スペース賃貸借契約書

賃貸人 株式会社サードフロア（以下、「甲」という。）と賃借人 松波 雄大（以下、「乙」という。）は、甲の所有するシェアオフィス（以下、「本件」という）の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件を議員活動用事務所スペースとして使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件を現状のまま使用するものとし、事前に甲の承諾を得た場合を除き、本件に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間とし、期間満了1か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、1年間自動延長するものとする。

第4条 賃料は月額3万円とし、当月1日までに当月分を甲の指定する銀行口座振込、または現金にて支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金1万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第7条 乙は、本件を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条 甲は、本件の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

- ①賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
- ②第8条に違反したとき
- ③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条 乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその1か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

第13条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成31年4月1日

賃貸人（甲） 住所 愛媛県松山市千舟町4-6-2-3F
株式会社サードフロア

賃借人（乙） 住所
氏名 松波 雄大